

徳島市介護保険認定支援業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領

徳島市介護保険認定支援業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）の各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

介護保険認定支援業務について、業務委託を行うことで、高齢化の進展により増加が見込まれる業務に迅速かつ的確に対応し、市民サービスの向上を図るもの。

第2 業務概要

- 1 業務名 徳島市介護保険認定支援業務
- 2 業務内容 別紙「徳島市介護保険認定支援業務仕様書」のとおり
- 3 履行期間 令和9年2月1日から令和12年1月31日まで
- 4 予算概要等

この業務に係る予定価格（提案価格の上限）は260,436,900円（消費税及び地方消費税の額を含む。）となっていることから、業務委託料の積算にあつては、予定価格の範囲内とすること。

ただし、この業務に係る予算の減額、削除等があつた場合には、仕様等を変更し、又は中止することがある。なお、このことにより、本プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合にあつても、市はその損害について一切負担しない。

第3 担当部局

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地
徳島市健康福祉部高齢介護課認定・保険料係
電話 088-621-5582
FAX 088-624-0961
電子メール korei_kaigo@city-tokushima.i-tokushima.jp

第4 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 本市総務部契約監理課登録業者名簿（物品・役務関係）に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 公告の日から参加表明書提出期間終了の日までの間において、本市の指名停止措置を受けている期間のない者
- (4) 公告の日から参加表明書提出期間終了の日までの間において、徳島市暴力団等排除措置要綱による排除措置期間のない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立て及び破産法（平成16年法律第75

- 号)に基づき破産手続き開始の申立てをしていない者
- (6) 徳島市税を課せられている者にあつては、市税に滞納のない者
 - (7) 消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者
 - (8) 本プロポーザルに参加する他の業者に、下請け又は協力会社等として重複参加していない者
 - (9) 地方公共団体において、業務代行の実績を有している者
 - (10) ISMS 認証又はプライバシーマークを取得している者

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 会社概要書（様式第2号）
- ウ 業務実績書（様式第3号）
- エ ISMS 認証又はプライバシーマーク取得証明の写し

(2) 提出期限 令和8年10月16日（金）午後5時

(3) 提出場所 第3に同じ

(4) 提出方法 持参又は郵送による。

持参の場合は、土曜日・日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで受付を行う。郵送の場合は、本市への送達が証明できる書留等により期限までに必着のこと。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和8年10月21日までに、次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。あわせて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和8年10月26日（月曜日）午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送による。

持参の場合は、土曜日・日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで受付を行う。郵送の場合は、本市への送達が証明できる書留等により期限までに必着のこと。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

企画提案は、「徳島市介護保険認定支援業務仕様書」に基づき、次の事項について提案すること。なお、提出書類に基づきプレゼンテーションを行うこととするため、その旨に留意して資料作成すること。なお、本業務を受託した場合には、「徳島市介護保険認定支援業務仕様書」と当該企画提案書を基本として、本市と協議の上、業務を履行することとする。

(1) 基本事項

・別紙1「企画提案書記載事項」に沿って記載すること。

(2) 独自提案

・別紙1「企画提案書記載事項」に付加して独自提案がある場合は、その内容を記載すること。なお、独自提案の内容は、提案金額範囲内でできることに限る。

2 企画提案書及び添付書類

企画提案書は、次の書類を添付して提出すること。

(1) 企画提案内容が分かる書類（任意様式）

(2) 業務に係る事業費積算内訳（提案価格）（任意様式）

- ・事業費積算内訳は、人件費、事業費など内訳が分かるよう記載すること。
- ・提案価格は、消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。
- ・提案価格が、本要領「第2の4 予算概要等」の予定価格を超える場合は失格とする。

3 作成方法

(1) 正本は、表紙に事業者の住所、商号又は名称を記載する。

副本は、提案者が判別できるような記載（ロゴも含む）を一切行わないこと。

(2) 紙媒体は製本せずにパイプ式ファイル等にファイリングすること。

(3) 電子データには紙媒体で提出する文書全てを含めること。

4 記入上の注意事項

(1) 表紙は、「徳島市介護保険認定支援業務企画提案書」とすること。

(2) 提案書の作成に当たっては、「徳島市介護保険認定支援業務仕様書」の全面コピー及び「業務仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。

(3) A4判サイズとし、縦横は任意とする。A3判も可とするがA4判に折り込むこと。ページ数は、表紙、目次を除いて40ページ以内（A3判は、片面につき2ページと勘定する。）にまとめ、ページ番号を付しておく。

(4) 企画提案書は、「第6の1 提案内容」の記載内容に沿って記載し、文章、図表などで簡潔かつ明瞭に記載すること。また、本文の文字サイズは10.5ポイント以上とし、多色刷り、両面印刷を可とする。

(5) 本業務において企画提案をすることができるのは1案のみとし、提出期限後の企画提案書の差し替えは認めない。

5 提出方法等

(1) 提出期限 令和8年11月9日（月）午後5時まで

(2) 提出場所 第3に同じ

- (3) 提出方法 持参又は郵送による。

持参の場合は、土曜日・日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで受付を行う。郵送の場合は、本市への送達が可能である書留等により期限までに必着のこと。

- (4) 提出部数 正本1部 副本12部

- (5) (4)とは別に、本市が示す企画提案書データ提出用フォームにて、紙媒体で提出する文書全ての電子データを必ず提出すること。なお、データ量が膨大になるなどし、提出用フォームでの不具合が発生した場合には、問い合わせを行い、本市の指示に従うこと。

なお、企画提案書データ提出用フォームについては、第5で示した、企画提案書の提出要請時に示すものとする。

6 企画提案書の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書について、徳島市情報公開条例（平成19年条例第1号）の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとする。ただし、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等は非公開となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の公開とする。

第7 質疑応答等

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成について、質問がある場合は、質問受付フォームを使用して電子データを提出すること。なお、質疑がない場合、提出は不要である。

ア 提出書類 質疑書（様式第4号）

イ 提出期間 令和8年11月6日（金）午後5時まで

- (2) (1)の回答方法は、公告日から令和8年11月9日午後5時までの間、随時本市ホームページ上に当該回答内容を公開するものとする。

なお、質問に対する回答内容は、本実施要領及び仕様書の追加及び修正として取り扱う。

第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成時の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 「徳島市介護保険認定支援業務仕様書」に指定する条件に適合しない場合
- (5) 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (6) 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第9 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため、徳島市介護保険認定支援業務に係る公募型プロポーザル方式事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及び質疑応答を次のとおり行う。

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は質疑も含めて計30分とする（プレゼンテーション及び質疑応答はそれぞれ15分以内）。

イ プレゼンテーションは企画提案書に沿って行い、使用する資料は、提出書類として提出したものを使用し実施するものとする。

ウ 企画提案の追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可とする。

エ プレゼンテーションの説明者は、補助者を含めて3人までとする。

オ パワーポイント等を使用する場合は、液晶モニター（50インチ 4K、接続コード含む）は本市で用意する。パソコン及びその他必要な関連機器は提案者が用意するものとする。なお、実施場所はインターネット有線回線を使用できる環境ではないため留意すること。

カ プレゼンテーションではあらかじめ提出した企画提案書と異なる内容の説明は認めないものとする。

キ 欠席した場合は、企画提案書の審査、評価及び受託候補者の特定から除外する。

(2) 実施日時及び場所

第5で示した、企画提案書の提出要請時にあわせて通知する。

3 評価基準

企画提案書及びヒアリング等により、次の審査項目について、別紙2「審査表」の評価基準に基づき審査及び評価を行う。

(1) 業務実績

(2) 業務体制

(3) 業務遂行計画

(4) 業務遂行内容

(5) 個人情報保護対策

(6) 事業者評価

(7) 経費

(8) 最低基準点 60点

4 受託候補者の特定

審査会において、3の審査及び評価により委員それぞれが評価点数を採点（得点は委員1人当たり100点満点）し、その平均点（1未満の端数があるときは小数点第1位を四捨五入する）の最も高い者を審査会の合議の上、受託候補者として特定する。

なお、平均点が同点となる者が2者以上あるときは、別紙2「審査表」における分類項番の1番から15番までの委員それぞれの合計得点の平均点（1未満の端数があるときは小

数点第1位を四捨五入する)が最も高い者を審査会の合議の上、受託候補者として特定する。

ただし、得点が最も高い場合又は提案者が1者であった場合においても、その得点の合計が6割(60点)未満の場合は、受託候補者として特定しないことがある。

また、選定された候補者が契約の締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由により候補者と契約できない場合は、次点者を受託候補者とする。

5 審査結果の通知

- (1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全てに対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者

イ 評価点数

ウ 企画提案者

エ 受託候補者の特定理由

オ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

カ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

- (2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面(様式は任意)により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限 (1)の通知があつた日から7日以内

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送による。

持参の場合は、土曜日・日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで受付を行う。郵送の場合は、本市への送達が可能である書留等により期限までに必着のこと。

- (3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和8年12月8日(火曜日)までに説明を求めた者に対し、理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 評価点数
- (3) 受託候補者の特定理由
- (4) 審査の経過及び審査会委員

第10 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、提案内容を反映した仕様書を作成し、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

2 発注方法

令和9年1月4日から令和9年1月31日までを業務の引継期間とする。また、令和9年2月1日から令和12年1月31日までの業務の運用期間は、委託契約を締結する。

3 支払方法等

契約履行検査・確認後の月額一括支払を前提とするが、詳細については、別途協議する。

4 支払時期

適法な請求書受理後、原則として 30 日以内に支払う。

5 契約の解除

次の事象が発生した場合は、本契約を解除する。その場合において、本契約に関して本市が負担する委託料の債務は、契約解除により消滅することとする。

原状回復に要する費用は、実施事業者の負担とする。また、契約解除により実施事業者が発生する損害について、本市は責任を負わないこととする。

- (1) 「徳島市介護保険認定支援業務仕様書」又は企画提案書に記載された事項であって、本市が文書による催告を行ったにもかかわらず、当該事項を実施しない場合。
- (2) 企画提案書に虚偽の記載があった場合。
ただし、虚偽の程度が軽微であり、かつ、本市が契約解除は不要であると認めた場合は、この限りでない。
- (3) 企画提案書に記載のない制約条件が後日判明した場合。
ただし、制約条件が軽微であり、かつ、本市が契約解除は不要であると認めた場合は、この限りでない。

第 11 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和 8 年 1 0 月 2 日から令和 8 年 1 0 月 1 6 日まで
参加資格要件確認結果通知及び 企画提案書提出要請	令和 8 年 1 0 月 2 1 日
企画提案書の提出	企画提案書提出要請日から令和 8 年 1 1 月 9 日まで
プレゼンテーション及び質疑応答	令和 8 年 1 1 月中旬予定
企画提案書審査結果の通知・公表	令和 8 年 1 1 月中旬予定
契約締結	令和 8 年 1 1 月下旬予定

第 12 参加辞退

本プロポーザルの参加表明書を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに持参又は郵送の方法により、参加辞退届（様式第 5 号）を徳島市健康福祉部高齢介護課へ提出すること。

第 13 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- 2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は返還しない。
- 4 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。